別表８　気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

<table>
<tr><td>気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所</td><td>出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。
<table>
<tr><th>案内する漁場の位置</th><th>避難する港</th></tr>
<tr><td>五和町鬼池沖周辺</td><td>鬼池港</td></tr>
<tr><td>水俣市沖周辺</td><td>水俣港</td></tr>
<tr><td>牛深沖周辺</td><td>牛深港</td></tr>
<tr><td>長島町獅子島沖周辺</td><td>蔵之元港</td></tr>
<tr><td>島原沖周辺</td><td>島原港</td></tr>
</table>
上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合</th></tr>
<tr><td>磯等と遊漁船との間の連絡方法※
（該当に〇）</td><td>（　）携帯電話
（　）衛星電話
（　）利用者に渡した発煙筒
（　）その他（　　）</td></tr>
<tr><td>磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法</td><td></td></tr>
<tr><td>津波警報、注意報が発令された場合の対応</td><td></td></tr>
</table>

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの 。

※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。